

ボートレース鳴門ウズホール利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ボートレース鳴門ウズホール（以下「ウズホール」という。）をイベント等で利用する場合の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 ウズホールをイベント等で利用できる者（以下「利用者」という。）は、鳴門市（以下「市」という。）又は市の関係団体等（市の事務事業と密接な関係を有する団体等をいう。以下「関係団体等」という。）とする。

(利用日)

第3条 ウズホールをイベント等で利用できる日は、ボートレース鳴門若しくはボートレース関係団体が使用する日、公職選挙の開票に要する日又は施設、設備等のメンテナンスのために設ける閉館日以外の日とする。

(利用時間)

第4条 利用者がウズホールを利用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、施設管理者（市企業局長をいう。以下同じ。）が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 利用者は、許可された利用時間外にイベント等の準備及び荷物の搬入搬出をすることはできない。

(利用できる範囲)

第5条 イベント等で利用できる範囲は、施設管理者が特に必要と認めたときを除き、ホールの一部及び舞台とする。

(利用料)

第6条 ウズホールの利用料は、無料とする。

(利用申請等)

第7条 利用者がウズホールを利用しようとするときは、施設管理者に事前に相談の上、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める所属が施設管理者に対し、ボートレース鳴門ウズホール利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

(1) 市 イベント等の運営を担当する市の所属（以下「担当課」という。）

(2) 関係団体等 当該関係団体等を所管する市の所属（以下「所管課」という。）

2 利用者は、利用希望日の3月前から30日前までに申請書を提出しなければならない。ただし、施設管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(利用許可等)

第8条 施設管理者は、前条の規定により提出された申請書を審査し、利用を許可する場合は、担当課又は所管課に対し、ボートレース鳴門ウズホール利用許可書（様式第2号）を発行するものとする。

2 施設管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用の不許可、許可の取消し又は利用の制限をすることができる。

(1) 申請書に虚偽の記載があったとき。

(2) 利用者が、政治目的、宗教目的、商業目的及び営利目的でウズホールを利用しようとするとき。

(3) 利用者が、違法行為又は公序良俗に反する行為を行うなど、利用者としてふさわしくない事実が判明したとき。

(4) ウズホールの管理・運営上支障があると認められるとき。

(5) 災害、関係省庁からの指導その他施設管理者の責に帰さない事由の発生によりウズホールを利用することができなくなったとき。

(6) その他施設管理者が必要と認めたとき。

3 施設管理者は、前項の規定により利用の不許可、許可の取消し又は利用の制限をするときは、担当課又は所管課に対しボートレース鳴門ウズホール利用（不許可・取消し・制限）通知書（様式第3号）を発行するものとする。

4 施設管理者は、第2項の規定により、利用の不許可、許可の取り消し又は利用の制限をした場合において、利用者に不利益が生じてもその責を負わない。

(遵守事項)

第9条 利用者は、ウズホールの利用に当たり、善良な管理者の注意をもって次の各号に掲げる内容を遵守し、イベント等を開催するものとする。

- (1) 利用客がボルダリング、リードクライミング、図書スペース及びキッズスペースを利用できるよう配慮すること。
- (2) 喫煙及び火気の使用はしないこと。
- (3) 危険物等の持ち込みはしないこと。
- (4) ウズホールの利用に必要なエリア以外への侵入はしないこと。
- (5) ペット等（補助犬を除く。）の持ち込みはしないこと。
- (6) イベント等の準備、撤去等については、最小限の時間で行うこと。
- (7) 画鋲、くぎ、粘着テープ等によるウズホール壁面への掲示は禁止とし、ガラス面への掲示は、施設管理者と事前に協議すること。
- (8) ウズホールの備品を移動する場合は、事前に施設管理者の許可を得ること。
- (9) ウズホールの利用後は、利用者が責任をもって施設及び備品等の復旧を行うこと。
- (10) 利用に当たり必要な警備、利用後の清掃等については、利用者が行うこと。
- (11) イベント等の問合せ等については、問合せ先の周知を徹底するとともに、確実に利用者が対応できるような体制を整えること。
- (12) 駐車場は共有施設であるため確保や占有はできないものとする。
- (13) 満車時に施設管理者が管理する土地以外への無許可の駐車は禁止する。
- (14) イベント等への問い合わせ、要望、クレーム等は、利用者が対応し、施設管理者はその対応等に関わらないものとする。
- (15) 施設管理者は、防災上必要と判断した場合、利用者がウズホールに搬入した機材等の移動を指示することができる。この場合において、利用者はその指示に従わなければならない。

2 関係団体等が利用する場合、所管課は関係団体等に対し、前項の規定を遵守するよう事前に指導しなければならない。

(利用者の管理責任等)

第10条 施設、設備等に破損、滅失等があった場合は、利用者がその復旧に要する費用を負担するものとする。ただし、関係団体等が原状復旧できない場合は、所管課が責任を持って対応するものとする。

2 ウズホール利用中に発生した事故については、全て利用者の責任で対応する。ただし、施設管理者の瑕疵による事故が発生したときは、この限りでない。

(管理上の入館)

第11条 施設管理者は、ウズホールの保全管理の必要があると判断したときは、利用者がウズホールを利用中であっても立ち入ることができる。

2 利用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による施設管理者の立入りを拒んではならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、施設管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日より施行する。

様式第1号（第7条関係）

ボートレース鳴門ウズホール利用申請書

申請日 年 月 日

(宛先)

ボートレース鳴門ウズホール利用許可について、ボートレース鳴門ウズホール利用要綱を遵守し申請いたします。

| | | |
|--------------|---------------------------|---|
| 利 用 者 | 担当課名 又は 所管課名 | |
| | 担当課長名 又は 所管課長名 | 印 |
| | 関係団体等の名称 | |
| | 関係団体等の代表者名 | 印 |
| | 担当課又は関係団体等の 担当者名（電話番号） | |
| | 緊急連絡先（携帯電話等） | |
| 利用希望日時 | | |
| 利用目的（イベント名等） | | |
| 利用内容（具体的に） | | |
| 利用人数 | | 名 |

ボートレース鳴門 記載欄

| 課長 | 副課長 | 係長 | 受付者 | 受付日 | 可否 | 許可書発行日 |
|----|-----|----|-----|-----|-----|--------|
| | | | | | 可・否 | |

ボートレース鳴門ウズホール利用許可書

年 月 日

施設管理者 鳴門市企業局長

年 月 日付で申請のあったボートレース鳴門ウズホールの利用について、下記の条件で許可いたします。

| | |
|------|---|
| 利用日時 | |
| 利用目的 | |
| 利用内容 | |
| 利用人数 | 名 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ボートレース鳴門ウズホール利用要綱を遵守し、施設管理者及び施設管理者が委託する者の指示に従うこと。 ○ ウズホールは全面禁煙。喫煙は場内喫煙場所等を利用すること。 ○ 利用後は、ゴミ等を持ち帰り利用前の状態に回復すること。 ○ ボートレース開催中の実況放送は停止できない。 ○ ボートレース鳴門は、イベント参加者への案内、電話連絡、FAX等による案内及び取次は行わない。 ○ 利用を中止する場合は施設管理者に速やかに連絡し、イベント等の参加者へ責任をもって周知すること。 ○ ウズホール利用者の事故等の防止に十分留意すること。 |

様式第3号（第8条関係）

ボートレース鳴門ウズホール利用（不許可・取消し・制限）通知書

年 月 日

施設管理者 鳴門市企業局長

年 月 日付で申請のあったボートレース鳴門ウズホールの利用について、次の理由で不許可・取消し・制限 とします。

| 利用日時 | |
|------|--|
| 理由 | |